

平成26年6月19日
議院運営委員会

「衆議院選挙制度に関する調査会」について

一、調査会の設置

衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、有識者による議長の諮問機関を置く。

二、構成

- 1 調査会は、委員15名程度をもって組織する。
- 2 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、議長がこれを委嘱する。

三、諮問事項

- 1 現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）
- 2 各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理
- 3 一票の較差を是正する方途
- 4 現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点

四、運営

議院運営委員長はオブザーバーとして陪席し、各会派の代表は求めに応じて出席し、参考意見を述べることができる。

五、答申

- 1 調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を集約し議長に答申する。
- 2 各会派は、調査会の答申を尊重するものとする。
- 3 答申の時期については、現議員の任期を念頭に、立法作業や周知期間を考慮答申願う（従って、答申が累次のものとなることも予想される）。